

○座間市私道整備等に関する要綱

昭和 52 年 4 月 25 日

告示第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、私道を市が整備及び助成(以下「整備等」という。)することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「私道」とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路(以下「公道」という。)以外の道をいう。

(整備等の要件)

第 3 条 整備等を受けることができる私道は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 現に公衆の通行に供されていること。
- (2) 幅員が 4 メートル以上であること。
- (3) 道路の境界が明確であること。
- (4) 利用宅地(賃貸住宅、社宅等の敷地は、除く。)の数がおおむね 3 宅地以上であること。
- (5) 私道の所有者及び私道に接する家屋の居住者総意による整備等の要望があること。

(整備等)

第4条 市が行う整備等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) グレーダー等の特殊車両による路面の整正
- (2) 砂利、土砂等の提供
- (3) 簡易舗装及び補修に必要なアスファルト合材等の提供

2 前項第3号の簡易舗装及び補修に伴う労務、建設機械等の手配及び費用は、申請者が負担する。

(申請及び決定)

第5条 私道の整備等を受けようとする者は、私道整備等申請書(第1号様式)に要望書(第2号様式)及び公図の写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、現地を調査し、その可否を決定したときは、私道整備等承認(不承認)通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。なお、承認する場合は、必要な条件を付けることができる。

(書類の提出)

第6条 前条第2項の規定により私道整備等承認通知書の交付を受けた者は、速やかに誓約書(第4号様式)を提出しなければならない。

(維持管理)

第7条 私道の整備等を受けた者は、当該私道の機能を損なわないよう適正に維持管理を行わなければならない。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、昭和 52 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 1 月 18 日告示第 3 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 30 日告示第 36 号)

- 1 この告示は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示施行の際、現に私道の整備又は助成の申請書を受理しているものについては、改正後の座間市私道整備等に関する要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日告示第 37 号)

この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。